

自動車などの移転・抹消登録の届け出はお済みですか？

☎ 税務課 ☎73-6642

4月1日現在の所有者に税金がかかります

軽自動車やバイクなどを**他人に譲ったり、スクラップ(解体処分)しても名義変更や廃車の届け出などの手続きを済ませないと、そのまま(4月1日現在の所有者に対して)税金がかかります。**

車両の移転・廃車などがあった場合は、早めに手続きを行ってください。

※年度末は混雑が予想されます。

対象車両	手続き場所
●125cc以下のバイク ●小型特殊自動車	南島原市役所または各支所 ☎73-6642
●125cc～250cc以下のバイク ●軽自動車	長崎県軽自動車協会(長崎市中里町) ☎050-3816-1755
●250ccを超えるバイク	九州運輸局 長崎運輸支局 ☎050-5540-2083

県外で廃車などの手続きをされた人へ

「長崎」ナンバーの車両を県外で廃車したり、住所や名義の変更などの登録変更をしたときは、これまで課税されていた市への通知「税止めの手続き」を(軽自動車検査協会などへ委託をしない場合は)本人がしなければなりません。

「税止めの手続き」をされない場合、軽自動車税の納税通知書が元の持ち主に届いてしまい、**思わぬトラブルの原因**となります。県外で異動の手続きをされた場合は、必ず税務課へご連絡をお願いします。

『島原半島Free Wi-Fi』の運用開始

☎ (一社)島原半島観光連盟 ☎0957-62-0655
または 連携事業者 (株)ケーブルテレビジョン島原 ☎0957-63-3456 (株)ひまわりテレビ ☎0957-37-6177



島原半島における Wi-Fi 環境の向上と観光客を始めとする利用者の利便性の向上を目的に、島原半島観光連盟において、ご当地 Wi-Fi「島原半島 Free Wi-Fi」が整備されました。

島原半島でのWi-Fiエリア拡大のため、Wi-Fi設置をご検討の店舗や事業所は、ぜひ「島原半島Free Wi-Fi」をご確認ください。詳しくは上記までお問合せください。

←島原半島Free Wi-Fiロゴマーク

広告

あなたの会社、お店の広告を載せてみませんか。

広告主募集

広報【南島原】で広告を募集しております。

会社・商品PR、イベント告知に。

◎経費削減と新たな財源の確保のために、有料広告を募集しています。
◎広報紙のほか、市ホームページのバナー広告や公用車広告も併せて募集しています。

詳しくは… ☎ 企画振興課 ☎73-6631

住 営 休 保
土 長 10 雲 保
黒 崎 時 仙 険
甲 県 時 1 国 見
83 年 19 見 店
・2 末 時 0 見
2 始 時 2 0 見
2 始 時 0 9 見
9 始 時 9 9 見
2 始 時 9 9 見

保険の見直し・相談
保険のことなら何でも答え
てくれる相談窓口で、何度
相談しても一切
料金がかりま
せん。まずは、
「広報南島原
を見たと」言っ
て電話予約を。
雲仙国見店
☎0120-309-929



募集代理店：有限会社さんき

2019年度 南島原市奨学生募集

☎ 教育総務課 ☎73-6701

南島原市奨学資金貸付制度は、市内に住所を有する人の子どもなどで、学習意欲に富み、優れた資質を持ちながら、経済的な理由で修学が困難な学生に学資を貸与し、将来、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的としています。

募集期間

4月1日(月)～5月31日(金)

※書類は3月1日(金)から配布します。

貸付を受ける人の条件

①経済的理由により、修学が困難であること
(所得金額の基準を設けています)。

例：世帯人員4人の場合→大学など229万円以下、
高等学校など206万円以下

②人物、学業とも奨学生としてふさわしいこと(学力の基準を設けています)。

例：成績証明書から算出される成績平均が5段階評
価で、おおむね3.0以上)

③貸付金の償還能力を有し、本市内に居住する保証人が存在すること。

※所得および学力の基準は目安です。基準外でも審査により認められる場合があります。

申請書類について

申請に必要な書類は教育総務課および教育振興班(ありえコレジヨホール)、西有家総合学習センターカムス、加津佐公民館、口之津公民館、北有馬ピロティー文化センター日野江、布津公民館、深江公民館に備えてあります。また、市のホームページからも印刷できます。

配布する書類の他に、**在学証明書**(進学先の学校が発行)および**成績証明書**(1年生は直前に卒業した学校、編入生は編入前の学校、2年生以上は在学校のもの)などがが必要です。

※今年度卒業予定者の成績証明書は3月中の準備をお勧めします。ただし、全ての成績(評価)が確定してから発行してください。

他との併願・併給

他の奨学金制度との併願・併給は可能です。

※独立行政法人日本学生支援機構(第一種)の奨学金との併給は不可です。

奨学金の貸与月額

区分	貸与額(月額)
高等学校 (国立海上技術学校を含む)	30,000円以内
大学(短大を含む)	50,000円以内
高等専門学校	50,000円以内
専修学校 (2年以上の専門課程に限る)	50,000円以内

奨学金は、毎月、本人に貸与します。ただし、新規採用者の初回貸与は4～7月分をまとめて7月末に貸与する予定です。なお、貸与する奨学金は無利子です。

奨学金の償還方法

当該学校卒業後から6カ月間据え置き、月賦・半年賦・年賦のいずれかを選択していただきます。償還期間は、貸付を受けた期間の3倍以内の年数(高校で3年の貸付を受けた場合は9年以内、高校・大学と7年の貸付を受けた場合は21年以内)となります。なお、退学およびその他の理由により貸付を廃止された場合は3年以内に償還していただきます。

南島原市奨学資金償還補助金について

本市の奨学資金を借りて学校を卒業した後、市内に居住し、就労していることなどの条件を満たすと、償還した奨学金の2分の1以内の金額が補助金として交付されます。卒業後の進路として、南島原市内への定住をご検討ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。